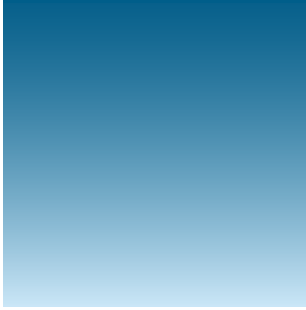




第3章

ともに支えあい、安心、 安全に暮らせるまちづくり

第1項 地域福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加などが進む中で、家庭や地域での相互扶助機能は低下し、地域全体の連帯感が希薄化していることが懸念されています。

本町においても、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、地域の担い手が大幅に減少する中で、日常生活における支え合いや冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になるなど、地域社会の維持さえ難しくなる状況が予測されます。

また、生活保護率は10.3*%で5年前と比較しても横ばいの状態にありますが、ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯数）は5年前と比較して増加しており、就労・住まいの確保・医療費助成など、自立支援のための各種施策の充実が求められています。

本町では、地域福祉計画（平成17～21年度）に基づき、「人にやさしい、みんなが家族のまちづくり」を合言葉に各種施策を推進してきました。この計画の中で、*3層からなる「地域福祉圏域」を設定し、「*自助・*互助」、「*地域の共助」、「*公助」の3段階で町民・事業者・行政のそれぞれが役割を果たすこと、中学校区毎に地域密着型介護サービス基盤整備を図ることを明記して取り組んできました。

この5年間で、在宅福祉ネットワーク実施自治会も拡大し、安否確認・除雪・サロン活動など、町民同士の助け合い・支え合い活動を展開しています。また、「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため平成18年3月に「*福祉でまちづくり宣言」を行い、毎年「宣言記念事業」を開催し、福祉教育・地域福祉活動の推進を図っており、今後も継続的な活

動が求められております。

さらに、平成18年度には、高齢者・障がい者が一つ屋根の下で生活を共にする「*共生型共同生活住宅」を民間事業者の公募によって整備し、平成20年度からは、一人暮らし高齢者・障がい者世帯など、家族のサポートが期待できない方に対して安否確認・買い物支援などの日常生活支援を行う「安心生活創造事業」に着手しています。また、この事業と並行して「災害時要援護者」の把握、個別避難支援計画の策定、自治会との個人情報（要援護者情報）の共有を進めることとしています。

今後も引き続き、平成21年度から実施した「生活・介護支援サポーター養成事業」など、地域福祉推進のための人材の育成・担い手の確保、自治会活動と連携を図った民生委員活動の充実及び地域活動・ボランティア活動の拠点施設として整備を図る共生型交流拠点施設の活用促進など、地域福祉活動を推進する社会福祉協議会に対する支援・連携強化が必要です。

特に、「安心生活創造事業」では地域福祉を推進するための自主財源の確保が提起されており、ふるさと納税や個性あるふるさとづくり寄付条例による「福祉でまちづくり推進基金」などの活用も含めて、自主財源をどのように確保するか検討する必要があります。

* %（パーミル）＝人口千人当たりの被保護人員のこと。

* 3層からなる「地域福祉圏域」＝地域福祉を推進するために重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた福祉活動を推進している。（一次福祉圏域⇒家族・自治会など日常生活の基礎的な圏域、二次福祉圏域⇒中学校区・中核的な圏域、三次福祉圏域⇒全町的な圏域）

* 自助＝自らの努力でなすこと。

* 互助＝自助での対応が困難な事について、家族・近隣者等が互いに助け合うこと。

* 地域の共助＝互助での対応が困難な事について、地域の中で協力し助け合うこと。

* 公助＝行政等が公的援助を提供すること。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

■基本方針

本町の地域福祉施策は、5年を1期とする「地域福祉計画」（第2期は平成23～27年度）の基本目標に基づき実施します。

基本理念の一つ「一人ひとりが主体となり ほどよく自立し支えあう福祉のまち ほんべつ」は、町民一人ひとりが「自立」と「支えあい」を「ほどよく」調和させている将来の本別の姿を願うものです。

二つ目の「いつまでも住み続けたい人にやさしい 温もりある福祉のまち ほんべつ」は、一人ひとりの生活ニーズに適切に応えていくため、福祉サービスの環境整備と適切な利用の推進を図り、町民の誰もがいつまでも住み続けたいと思える「ほんべつ」の実現を目指します。また、計画の評価・見直しは「※本別町健康長寿のまちづくり会議」（地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関）の審議により行います。



■施策の体系（主な施策・事業）

地域福祉の充実

（１）地域社会全体で福祉に関する活動を協働するしくみづくり

- ①在宅福祉ネットワーク事業の推進
- ②災害時要援護者避難支援体制の構築

（２）地域福祉サービスの環境づくり

- ①福祉サービス基盤整備の推進
- ②安心生活創造事業の推進・日常生活支援サービスの充実
- ③居住福祉の充実
- ④ひとり親家庭福祉の充実

（３）地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- ①総合相談体制の充実
- ②権利擁護事業の充実

（４）地域福祉を推進する体制づくり

- ①地域福祉推進体制の確立
- ②社会福祉協議会の機能強化

※ 扶助＝力添えをして助けること。

※ サロン活動＝地域住民同士が身近な集会施設等で定期的にふれあい、交流できる場・活動。

※ 福祉でまちづくり宣言＝「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため、町民組織による実行委員会が中心となり、平成18年3月に制定。

※ 共生型共同生活住宅＝高齢者や障がいのある方が一つ屋根の下で生活するための共同住宅。平成20年4月から緑町に地域共生ホーム「きらり」としてオープン。

※ 本別町健康長寿のまちづくり会議＝高齢者や障がいのある方が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」（町民主導による本町初条例）に基づく組織。平成13年に設置。

第2項 子育て環境の整備

■現状と課題

全国的な少子化に歯止めがかからないなか、女性の社会進出や就労形態の変化などによって、子育て環境も大きく変化しています。次代の担い手である子どもたちが、個性豊かな人間性を持って健やかに育つため、家庭での子育て力の向上とともに、地域における子育てへの関心と理解を高めながら、子育て家庭を支え合うことのできる体制づくりを進めていく必要があります。

このため、家庭や地域、行政の連携による保育サービスの充実など、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる環境づくりと総合的な子育て支援策を進め、家庭や地域での養育力の向上を図っていかねばなりません。

本町においても少子化傾向が続いており、子どもを生み育てやすい環境の整備が喫緊の課題です。また、子どもたちの保健向上、児童福祉の増進のため、今後も乳幼児等医療費の助成を継続していく必要があります。

■基本方針

家庭や地域における子育て力を高めるため、「※本別町次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき、町民のニーズの多様化に対応した保育サービスの充実や子育て支援策を進めるとともに、地域や関係機関との連携のもとに、子どもたちの安全で健全な居場所の確保に向けて取り組みます。

本別町に住む子育て世帯が、子どもを生み育てやすい環境の整備を重点施策として位置づけさまざまな取り組みを進めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

子育て環境の整備

（１）子育て支援体制の充実

- ①子育て支援情報の一元化・充実
- ②子育て支援センターの運営・充実

（２）子育てを支援する人材・団体の育成

- ①すきやき隊の育成・支援
- ②子育てサークルの育成・支援

（３）保育サービスの充実

- ①常設保育所、へき地保育所の運営・充実
- ②保育士の人材確保と資質の向上
- ③町の特徴を生かした保育体系の確立
- ④保育所等の整備・充実

（４）仕事と子育ての両立支援

- ①子育て支援のための職場環境整備の啓発

（５）児童虐待防止対策の充実

- ①要保護児童対策地域協議会の充実
- ②関係機関による一元的対応の推進

（６）支援を必要とする子どもへの療育の充実

- ①発達支援センターの充実
- ②早期発見と適切な医療・相談体制の充実
- ③保護者の不安を軽減する相談体制の充実

（７）児童健全育成活動の充実

- ①放課後児童対策の充実（児童館・学童保育所の運営）
- ②中高生の居場所づくりの推進
- ③地域活動への参加促進
- ④子ども会活動の充実

（８）乳幼児等医療費の助成

※ 本別町次世代育成支援対策推進行動計画＝町内の子育て家庭を対象として、本別町が今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたものです。
（計画期間＝平成22年度～平成26年度）

第3項 高齢者福祉、介護保険事業の充実

■現状と課題

平成22年9月末現在、本町の高齢者人口は2,754人、高齢化率は32.7%であり、町民の3人に1人が高齢者となっています。推計における高齢者数は、平成30年度の2,966人をピークに緩やかな減少傾向に転じますが、高齢化率は人口減少に伴い平成29年度には40%に達し、平成32年度には42.5%になることが予測されます。

また、高齢者のいる世帯は総世帯数の50%、高齢者単身及び夫婦世帯においても総世帯数の35%を占めている現状にあり、要介護認定者数についても、80歳以上の人口増に伴い、現在の458人から平成32年度には519人に達することが見込まれ、特に、高齢者単身世帯及び認知症高齢者の急増が見込まれます。さらに、現在の介護給付費は約6億5千万円ですが、平成32年度には11%程度増加するものと推計しています。

本町は、銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、「活動的な85歳づくり」、「暮らしやすい環境づくり」、「もの忘れ散歩のできるまち」、介護サービス基盤整備をはじめとする「介護保険事業」の4つの柱を中心に据えた各種施策を推進してきましたが、今後もこれらの施策の充実・強化が必要です。

また、本町はこれから、かつて経験したことのない「超高齢社会」を迎え、社会保障制度や社会情勢が目まぐるしく変化していくなかで、これらに惑わされることなく、高齢者の誰もが健康でいきいきとした生活を生涯にわたり継続していくことを一番に考え、「介護予防」を重視した施策の充実に引き続き取り組むことが重要です。

さらに、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅での生活を希望する高齢者が70%に達していることから、医療・介護・住まい・日常生活支援（見守り・買い物支援・移動手段）など、地域全体を包

括するケア体制の構築が最重要課題であり、高齢者の意向が最大限尊重されるサービス基盤整備を進めていく必要があります。

現在、自宅での生活を希望する高齢者が増える一方、自宅での介護や将来に対する不安を抱える高齢者・家族からは施設サービスへの期待・役割も求められており、町特別養護老人ホームでは、近隣4町の特別養護老人ホーム職員による「十勝よりそいケア研究会」に参加し、質の高いサービス提供やサービスの在り方についての研修を実施し、施設相互の質の向上と本人・家族そして地域から信頼される施設づくりを目指しております。

しかし、介護老人福祉（保健）施設などの施設サービスの利用増加は、介護保険料上昇の大きな要因となることから、現状の施設サービス供給量を維持しながら、小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする在宅生活を重視した24時間365日のサービス提供体制の充実が求められております。

■基本方針

本町の高齢者福祉・介護保険事業施策は、3年を1期とする「銀河福祉タウン計画」（第5期は平成24～26年度）に基づき、高齢者自らが、「ほんべつ」を支える積極的な役割を果たし、このまちの主人公として、いつまでも自分らしく安心していきいきと暮らし続けることのできる「ほんべつ」の実現を目指します。

また、計画の評価・見直しは「本別町健康長寿のまちづくり会議」（地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関）の審議により行います。

■施策の体系（主な施策・事業）

高齢者福祉、介護保険事業の充実

（１）活動的な８５歳づくりの推進

- ①生きがいづくりと積極的な社会参加の促進
- ②健康づくり・介護予防の推進

（２）地域包括ケア体制の整備

- ①地域包括支援事業の充実
- ②日常生活支援（担い手の確保等）の充実
- ③居住環境の充実

（３）もの忘れ散歩のできるまちの推進

- ①認知症高齢者支援事業の充実
- ②権利擁護施策（成年後見制度等）の充実

（４）介護保険事業の推進

- ①適正な介護サービス基盤整備の検討・整備
- ②サービスの質の向上
- ③健全な介護保険の運営



第4項 障がい者福祉の充実

■現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個々の力量を発揮し、充実した生活が送れる社会を築くことが求められています。障がい者施策は、平成15年度に措置制度から支援費制度に変わり、障がい者自らが希望する福祉サービスが受けやすいものになりました。

その後、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい別のサービス体系の一本化が図られるとともに、サービス利用料の一部自己負担が始まりました。

町ではこれらの制度改正に対応するべく障がい者保健福祉計画及び障がい福祉計画を3年毎に作成し、※ノーマライゼーション理念のさらなる定着を図るとともに、地域で暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会づくりを進めてきています。

障がいのある人やその家族等が生きがいを持って安心して生活するため、居住環境の充実、就業支援や社会参加の促進を図ることが重要であり、あらゆる支援団体等と連携しながら、環境の整備や自立と共生を行うためのきめ細やかな支援が求められています。

また、障がい者手帳の有無によらず、※発達障がいや※難病、※高次脳機能障がいなどにより生活しづらい状況にある人たちへも、それぞれのライフステージに応じた支援を一貫して行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野において連携する体制を強めていかなければなりません。

■基本方針

本町の障がい者施策については3年を1期とする「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」に基づいて実施します。ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあいながら、ともに働き、ともに生きる社会、誰もが活躍できる

環境、すなわち「自立と共生の地域社会」づくりを目指します。

地域での在宅生活・自立生活支援の充実を図るとともに、関係機関・団体や企業、ボランティア団体、※NPOなど、地域を構成するさまざまな客体が担っていくべき役割分担の方向を共有し、障がい者保健福祉を推進します。

■施策の体系（主な施策・事業）

障がい者福祉の充実

（１）社会参加の促進

- ①福祉教育の推進
- ②ボランティア活動の推進
- ③地域生活支援体制の充実

（２）障がい者福祉サービスの充実

- ①相談支援体制の充実
- ②保健・医療・福祉サービスの充実
- ③教育・療育体制の充実
- ④サービス提供基盤の整備・拡充
- ⑤権利擁護の推進

（３）障がい者就労支援の強化

- ①障がい者雇用の促進

（４）生活環境の整備

- ①住宅環境の整備
- ②※バリアフリー化の推進
- ③共生型拠点施設の整備

※ ノーマライゼーション＝高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

※ 発達障がい＝先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。

※ 難病＝原因不明で治療方法が未確立であって、かつ後遺症を残すおそれの少ない疾患。

※ 高次脳機能障がい＝主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。

※ NPO＝民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

※ バリアフリー＝障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

第5項 ひとり親家庭福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、家庭・地域における子育て機能の低下や子育てに対する不安・負担感の増大が問題となっています。

とりわけひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、その経済的・精神的負担は一層大きくなっており、地域におけるサポート体制の充実が求められています。

特に母子家庭の親の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたこと等により、就職又は再就職をするのに困難を伴うことが多く見受けられます。雇用形態についても、正社員の比率が依然として低く、パート・アルバイトといった不安定な雇用条件で就業している割合が高くなっており、このことが、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて極めて低いことにつながっていると考えられます。

ひとり親家庭で養育される子どもが受ける精神面での影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じる諸課題についても、十分な配慮が必要とされています。

ひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、引き続き医療費助成を継続するとともに、国・北海道・関係団体と連携し、ひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策を進めなければなりません。

■基本方針

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生

活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりを目指します。

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてその※ライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。

このため、ひとり親家庭等医療費助成など、きめ細かな子育て・生活支援サービスと就業支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりを目指します。

また、引き続き、ひとり親家庭等医療費の助成を実施いたします。

■施策の体系（主な施策・事業）

ひとり親家庭福祉の充実

（１）子育て支援策の推進

- ①延長保育、一時保育の実施
- ②子育て支援センター運営事業の実施
- ③学童保育、児童館運営事業の実施
- ④要保護児童対策地域協議会の開催
- ⑤すきやき隊の利用

（２）ひとり親家庭への支援

- ①ひとり親家庭等医療費助成
- ②就学（修学）支援
- ③母子寡婦福祉資金貸付事業
- ④児童扶養手当
- ⑤相談支援体制の充実

※ ライフスタイル＝生活様式、営み方。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。

第6項 社会保障の充実

■現状と課題

近年の高齢化の進展、医療技術の高度化等により、国民総医療費は年々上昇し、医療制度改革が大きな課題となっております。

本町の*国民健康保険においては、景気の低迷に伴う雇用期間の短縮、季節雇用の所得の減少、高齢者や年金生活者など無職世帯の増加により、医療費の上昇や保険税収入の減少など、事業運営は極めて厳しい状況となっております。

現行の*後期高齢者医療制度は、平成20年4月から施行され、北海道では北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されていますが、現在、国において数年を目途に新しい制度への移行が検討されています。

一方、国民年金は、老後の所得保障という重要な役割を果たすことから、全町民の受給権確保に向けた啓発活動などの取り組みを進めています。国において、さまざまな年金問題の発生など多くの国民が不安を抱えている状況にあり、今後、確実な制度の確立を求めるなかで、無年金者の発生を防ぐための啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

■基本方針

町民が安心して暮らし続けるために、国民健康保険の安定的運営を図る必要があります。

疾病を早期に発見し重症化を防ぐとともに被保険者の健康意識の高揚を図るため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施します。

保健・医療と連携のもとに、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ります。さらに、適正な税負担とともに国に対し、財政支援にかかわる制度改革を求め、国民健康保険特別会計の安

定した運営に努めます。

現行の後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めるとともに、新しい高齢者医療制度の町民への周知と円滑な移行に努めます。

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めます。さらに、関係機関と連携を密にし、年金納付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

社会保障の充実

- (1) 国民健康保険制度の円滑な運営
- (2) 新しい高齢者医療制度への円滑な移行
- (3) 国民年金制度の安定的な充実

* 国民健康保険＝健康保険法などの適用を受けない一般国民を対象とし、その傷病・出産・死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする社会保険。

* 後期高齢者医療制度＝国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。

第1項 健康づくりの推進

■現状と課題

少子高齢化、核家族化、社会生活環境の変化により、子育てや健康づくりを取り巻く環境は多様化しています。

子育てをめぐる課題では、親自身が乳幼児とかかわる機会が少ないことによる育児不安や、身近に育児支援が得られる環境にない場合もあり育児が孤立化することなど、親自身の※コミュニケーション能力不足などの課題も多く、その結果育児ストレスが増加し虐待につながることもあります。子どもが健やかに生まれ育つ母子保健の充実が不可欠となっています。

成人期・高齢期には生活習慣病によるさまざまな疾病や障がいが増えており、特定健診やがん検診などの受診率の向上が喫緊の課題です。また、認知症や生活機能低下によって介護が必要な状態の高齢者も増加しており、関係機関・団体と連携を図りながらの対策が重要となっています。

さらに、最近ではストレスによるこころの不調や障がいを起因とする社会生活への不適応、うつ病や心身症などの健康問題が増加しており、こころの病や孤立などから自ら死を選ぶ人も少なくありません。これらの課題に応じた※メンタルヘルス対策が求められています。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康的な生活習慣を身につけ、自分にあった健康づくりができるように支援していくことが必要です。

■基本方針

健康で安心して暮らせることは、町民すべての願いです。赤ちゃんからお年寄りまで生涯を通じた健康づくりを進めるため、保健・医療・福祉の連携強化を図り、各種健診及び保健指導や相談体制を充実します。また、健康に対する意識の醸成を図り、一人ひとりが健康づくりに取り組めるような体制を確立します。

親への支援として、コミュニケーション能力の向上を図るリフレッシュ講座や、家族間の絆を深めるためのたまご教室などを実施するとともに、学校での生（性）教育など思春期保健活動の強化を図ります。また、乳幼児の健診や各種相談事業で個別支援を行うほか、関係機関とも連携し、親と子に対する子育て支援の充実に努めます。

※生活習慣病や感染症予防については、正しい情報を習得し予防活動を展開できるような体制整備を図るとともに、介護予防に資するための対象者の把握や介護予防事業の充実に努めます。

さらに、現代社会においてはいたるところにストレスの原因が渦巻いています。過剰なストレスを上手にコントロールし、心身の病気に陥らないようメンタルヘルスの普及啓発活動を続けるとともに、相談業務の充実に努めます。

※ コミュニケーション能力＝社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うことができる能力。

※ メンタルヘルス＝心の健康。精神にかかわる健康のこと。

※ 生活習慣病＝心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

■施策の体系（主な施策・事業）

健康づくりの推進

（１）健康づくりの推進

- ①健康ほんべつ21の推進
- ②健康づくりの啓発活動の推進

（２）母子保健対策の推進

- ①妊娠期・乳幼児期の保健活動の充実
- ②障がい児・子育て支援対策の充実
- ③思春期保健活動の充実

（３）成人保健対策の推進

- ①健康教育・健康相談の充実
- ②特定健診・がん検診等の充実
- ③保健指導の充実

（４）介護予防対策の充実

- ①介護予防事業対象者の把握
- ②介護予防事業の充実

（５）歯科保健対策の推進

- ①乳幼児・学童歯科保健の充実
- ②成人歯科保健の充実

（６）感染症予防対策の推進

- ①結核対策の充実
- ②予防接種事業の充実
- ③エキノコックス症対策等の充実

（７）地区組織活動の推進

- ①食生活改善推進員活動の推進
- ②健康づくり・認知症予防教室の促進

（８）精神保健・特定疾患対策の推進

- ①精神保健対策の充実
- ②特定疾患対策の充実



第2項 医療体制の充実

■現状と課題

高齢社会の進展と生活習慣病など疾病構造の変貌により医療需要はますます増大し、質的にも一層多様化、高度化してきています。

健康で心ゆたかに暮らせることは、町民すべての願いであり、町民の健康意識の向上と医療技術の高度化により、安心して生活できる医療環境の整備が強く望まれています。

本町を含む十勝東北部圏域は、過疎化が著しく、圏域だけで近年の高度化する医療を完結することは困難であり、*二次医療圏の帯広市周辺に依存せざるを得ない状況となっています。

自治体病院の広域化については、北海道の主導による「十勝自治体病院等広域化・連携検討会議」が設置されましたが、具体的な進展はない状況となっています。これらの動向を踏まえつつ、管内8自治体病院で実施している医薬品の共同購入を継続し、さらに高度医療機器の共同利用など周辺町との「*病・病連携」、町内診療所等との「*病・診連携」を推進する必要があります。

また、重篤患者に対する医療として、帯広市周辺の二次医療機関、地域センター病院との連携の強化も重要となっています。

地域の基幹病院としての国保病院は、本別町と上浦幌地区を診療圏域とする一次医療圏での内科、外科の初期診療、慢性疾患治療、理学療法、救急医療、訪問診察を基本に耳鼻咽喉科、眼科、小児科、精神科、整形外科、泌尿器科などの専門外来、人工透析などの広域医療、人間ドック、町民ドックなどの公衆衛生活動の充実を図り、*MRIなど周辺地域にはない高度医療機器を整備し、地域医療に大きな役割を果たしています。

平成12年4月の新病院建設時に購入した機器は、耐用年数に到達し更新期を迎えており、機器の使用状況を勘案しながら計画的、効率的に更新していく必要があります。

国保病院は、一次医療圏の初期救急を担う、入院設備を整えた町内唯一の病院として機能の充実を進めていますが、地域に開かれた信頼される、町民のかかりつけ病院として、町民の受診率の向上も図る必要があります。医師や看護師、医療従事者の確保は大変重要な課題であり、大学や関係機関との連携を強化することはもちろん、インターネットや新聞、情報誌を活用するなど多様な方法により、独自に人材確保に努める必要があります。

また、医療制度改革による医療費（診療報酬）抑制傾向、診療圏域人口減少による患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、より一層の病院財政の健全化が求められています。

■基本方針

平成21年2月策定の「本別町国民健康保険病院中・長期計画」を推進し、町民がいつでも安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の確保に努めます。

医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上を図り信頼される病院づくりを目指します。

周辺町との病・病連携、町内の診療所等との病・診連携、さらに、保健・福祉関係機関と連携し、より良い医療サービスの提供に努め、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる医療体制の充実を図ります。

* 二次医療圏＝病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと、本別町は帯広十勝を1つの二次医療圏としている。

* 病・病連携＝病院と病院の連携

* 病・診連携＝病院と診療所の連携

* MRI＝磁気を利用して体内を縦横に撮影できる医療機器。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

■施策の体系（主な施策・事業）

医療体制の充実

（１）広域医療ネットワークの整備 充実

- ① 帯広圏の二次医療圏病院、地域センター病院との連携強化
- ② 周辺町との病・病連携の強化
- ③ 町内診療所、歯科医院等との病・診連携の強化

（２）※プライマリーヘルスケアの 充実

- ① 患者の立場に立った、総合的な包括医療の推進
- ② 町民の「※かかりつけ病院」としての機能の充実
- ③ 町民に信頼される病院づくりの推進
- ④ 町民が病院運営に参画する活動を通じた、地域に開かれた病院の確立
- ⑤ 病院医療機能評価の受審・認定
- ⑥ 寝たきり老人訪問診察、在宅医療の強化

（３）予防医療の充実・高齢者医療 の充実

- ① 人間ドック、町民ドック、脳ドック等の総合健診体制の充実
- ② 生活習慣病予防のための生活指導、栄養指導の強化
- ③ 保健・医療・福祉が連携した認知症早期発見・予防対策の推進

（４）地区センター病院としての機 能の充実

- ① MR I 等高度診断装置の効率的活用
- ② ※人工透析、精神科など広域医療の充実
- ③ 眼科診療体制の充実
- ④ 町民のニーズに合わせた専門診療科の開設
- ⑤ 病院財政の健全化の推進

（５）医療従事者の安定確保

- ① 関係機関との連携強化による、医療スタッフの確保
- ② 研究・研修の強化による、信頼される医療スタッフ・医療体制の構築

（６）救急医療の充実

- ① 救急告示病院としての医療スタッフの待機体制・機器の整備などの機能の充実
- ② ※二次・三次救急病院との連携強化、情報伝達の迅速化の推進



※ プライマリーヘルスケア＝医療の原点に立ち戻り、社会正義の立場から今後の保健医療はいかにあるべきかを考え、それを実践しようとする理念と活動。

※ かかりつけ病院＝病気になったとき、真っ先に相談できる地域の病院のこと。

※ 人工透析＝医療行為のひとつで腎臓の機能を人工的に代替すること。

※ 二次・三次救急病院＝二次救急とは、緊急に入院治療の必要なもの。三次救急とは、特に高度で専門的な緊急治療を要するもの。

第1項 防災対策の強化

■現状と課題

町民の生命と財産を災害から守り、安心して生活できる環境づくりを進めることは、重要な使命であり大きな課題の一つでもあります。

頻発に発生する災害に的確に対応するためには、防災対策や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことがより一層重要となっています。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導など災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を進める必要があります。また、町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるのでコミュニティ、自主防災組織などの育成、組織化の推進とともに、多くの町民参加による防災訓練、防災思想の徹底などを図る必要があります。

本町においても、これまで大雨や融雪時の出水による冠水や浸水、ダム放流等の被害が多く発生し、堤防などの対策が進められていますが未設置等の部分もあり、万全の体制づくりが望まれるところです。

また、近年多発する*ゲリラ豪雨などの異常気象による土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）については、過去災害の未発生の地区でも発生しています。本町でも土砂災害防止法の基本調査により土砂災害が発生するおそれがある土地として「*土砂災害警戒区域」と「*土砂災害特別警戒区域」が示され、土砂災害防止法による区域指定と避難体制等の体制整備をしなければなりません。

町民等が災害に対して迅速な対応ができるよう、防災行政無線などを活用しての適正な情報提供や地域防災計画に基づく災害対応に努めていますが、防災無線のデジタル化が国の方針として決定されたことから、平成9年度更新整備された町防災行政無線及び*北海道総合行政情報ネットワークのデ

ジタル化が必要です。

■基本方針

風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、町民の生命と財産などを守り、災害に強いまちづくりを実現するため、交通・通信機能（防災無線等のデジタル化）の強化、国土保全事業及び市街地開発事業などによる災害に強いまちの形成、並びに施設のライフライン機能の安全性を確保し、*ハザードマップの活用による迅速・的確な避難、災害の予防及び町民の安心・安全の確保と災害の軽減を図るため、安全対策の充実を図ります。

災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うための体制を整備し、防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、要支援者の避難支援プラン、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進を図ります。

また、避難場所の整備、災害資機材の備蓄等の整備を進めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

防災対策の強化

（1）地域防災体制の強化

- ①交通・通信（防災無線のデジタル化）・ライフライン機能の強化
- ②河川、危険箇所対策などの基盤整備
- ③災害資機材の備蓄整備

（2）防災意識の高揚

- ①自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ②防災計画・マニュアルの定期的な点検
- ③河川、土砂災害危険箇所のハザードマップの活用による避難体制確保

※ゲリラ豪雨＝ゲリラの奇襲攻撃のように全く予期しない時間、場所に突然豪雨が襲う現象。

※土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ハザードマップ＝災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

※北海道総合行政情報ネットワーク＝災害時の通信手段として整備されたシステム。このネットワークは、北海道本庁、各振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されています。

第2項 消防、救急、水防体制の強化

■現状と課題

過疎化や少子高齢化、複雑多様化する災害、疾病構造の変化に加え、消防組織の広域再編など消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進めていく必要があります。

消防車両や消防施設などは年次計画により、更新、増強を図る必要があります。さらに、消防アナログ無線使用期限が平成28年5月までと定められたことにより、無線施設のデジタル化への移行整備も求められています。また、消防団員の確保も難しく、各種知識を習得する研修や訓練の充実とともに、魅力ある消防団づくりを進めていくことが必要です。

救急業務については、交通事故や高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあり、また高速道路の開通に伴う大規模な交通事故も懸念され、応急処置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められており、救急体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

災害の複雑多様化により、火災等原因調査、防火対象物・危険物施設の違反是正などの消防業務も広範囲にわたっており、専門的な知識の習得や訓練の強化なども課題となっています。また、町民の高齢化が進み、災害時の町民相互の助け合いに支障をきたすのではないかと懸念も生じており、高齢化を見据えた防火、防災対策が必要です。

水防については、近年ゲリラ豪雨等も各地で発生しており、これを踏まえ本別町防災計画を基に、災害を最小限に食い止めるために各関係機関と連携を図り広域的な防災連携体制の確立を図る必要があります。

■基本方針

※消防広域再編を見据え、町民の期待と信頼に応えうる消防力の強化や、災害時の初動体制の強化に努め、消防車両、デジタル無線、※高機能指令センター等の整備に努める一方、特に生命にかかわる救急・救助体制の充実強化を図り、応急手当の普及啓発はもちろん、※救急救命士の技術向上に努め高度救急を目指します。

防火・防災意識の高揚については、町民に更なる普及に努め、災害弱者、特に独居老人等に対する防火・防災対策の強化に努めます。

また、水防対策については各関係機関と連携のもと、体制の充実強化を図ります。

■施策の体系（主な施策・事業）

消防、救急、水防体制の強化

（１）消防力の充実強化

- ①消防車両の更新
- ②消防無線デジタル化に伴う通信施設、設備の整備
- ③広域化による高機能指令センター設置に伴う通信施設・設備の整備
- ④消防水利の補修管理、整備
- ⑤消防団員の確保及び技術向上

（２）救急救助体制の充実強化

- ①応急手当の普及啓発
- ②救急救命士の増員、技術向上のための教育訓練
- ③救急・救助資機材の整備
- ④※高規格救急車の更新

（３）防火、防災意識の高揚

- ①予防査察の推進
- ②啓発活動の推進
- ③災害弱者等に対する防火対策の強化

（４）水防体制の整備

- ①水防工法訓練の実施
- ②水防資機材の購入

※ 消防広域再編＝大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな変化に対応し、消防責任を果たすためには、消防の更なる広域化が喫緊の課題との考えから、平成18年6月に改正された「消防組織法」及び、7月に告示された消防の広域化に関する「基本指針」において、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保等に関する「推進計画」を定める消防の広域化を進めています。十勝管内は1つの組織として検討されています。

※ 高機能指令センター＝広域化に伴い通信指令業務を十勝管内1つにまとめ、最新の情報通信技術とコンピューターを駆使することで、119番通報受付から災害場所の確認、出動隊の編成、指令までの一連の操作を行うものです。

※ 救急救命士＝救急救命士法に基づき、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいいます。

※ 高規格救急車＝この救急車は、救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載しています。

第3節 交通安全、防犯対策の推進

■現状と課題

経済の発展に伴った生活・経済圏の拡大や道路網の整備、自動車の保有台数の増加、高齢化の進展などにより交通事情も大きく変わり、依然として交通事故が絶えない状況にあります。特に高齢者が被害に遭う事故の多発や、交通事故の被害状況も悲惨さを増し、大きな社会問題となっています。

この現実を踏まえ、交通事故対策として、警察はもとより関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進する必要があります。

安全な社会と平穏な生活の確保、秩序ある社会の発展は町民の願いです。しかし、近年の犯罪は凶悪化・巧妙化に加え、スピード化・組織化している状況にあります。本別町交通安全推進委員会、本別町生活安全推進協議会、警察及び関係機関と連携を取りながら、防犯や事故のない安心で安全な地域社会の実現を目指さなければなりません。

防犯灯（街路灯）については、夜間における犯罪の防止と町民の通行の安全をはかり、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため計画的な整備、更新が必要です。

■基本方針

交通事故のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察関係機関や諸団体との連携と協力のもとに、交通安全教育や啓発活動などを行いながら、交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、町民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察はもとより関係機関や町民との連携を強化し、防犯活動に努めます。

防犯灯（街路灯）については、環境に配慮した*LED防犯灯の計画的な整備を進めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

交通安全、防犯対策の推進

（１）交通安全対策の推進

- ①交通安全教育機会の確保（特に高齢者）
- ②町民参加型啓発運動の充実
- ③交通安全知識の啓発強化
- ④道路標識などの整備
- ⑤歩行者に優しい歩道などの整備
- ⑥関係機関等との連携による交通安全施設の整備

（２）防犯対策の推進

- ①防犯啓発運動の実施
- ②環境にやさしい防犯灯（街路灯）の適正な整備



*LED＝導電することによって発光する半導体素子。電球や蛍光灯に比べて余分な熱を消費せず寿命も圧倒的に長いため、次世代の照明として期待されている。

第4項 治山、治水対策の推進

■現状と課題

本町は、四方を山に囲まれた自然豊かなまちである反面、崩壊や浸食を受けやすい山々が多いため、集中豪雨や長雨等による山地災害が発生しやすい状況にあります。加えて近年、林業採算性悪化等により伐採跡地が増加傾向にある等、※治山対策を取り巻く状況は厳しいものがあります。

しかしながら、森林のもつ災害防止、水源のかん養、環境保全などの機能を強化することが、安全で安心に暮らせる生活基盤を確立する上で、欠かすことのできない重要な課題であることから、※保安林の指定、森林整備・管理や治山事業を関係機関と協議をしながら計画的かつ精力的に進める必要があります。また、本町の市街地を縦横断する利別川・本別川は、公園や各種スポーツなどのレクリエーションの場として広く利用されています。地域との連携活動及び協働を一層推進し、良好な河川環境の整備と保全のため、河道整備を進める必要があります。

さらに、本町の中小河川は、改修計画を持たない原始河川がほとんどであり、山が近く急流箇所も多い状況の中、周辺の山林の伐採などで流れ出た水が沢地や山林の崩壊にもつながっています。

河床洗掘による倒木も多く、原始河川としての形態が変わり、本来の自然防災機能が損なわれてきている現状です。大雨や融水時の水害を防止するためにも、国や北海道と連携しながら未改修の中小河川等の治水対策を進める必要があります。

なお、治山、治水対策の推進に当たっては、自然に配慮、調和した整備を進めて行かなければなりません。

■基本方針

森林のもつ災害防止、環境保全などの公益的機能強化を図るため、計画的な治山事業を関係機関等と十分協議をしながら進めます。

無堤防区間を有する原始河川の自然災害に対する防災機能強化のため、現況河畔林の保全と親水性や自然豊かな水辺空間の創出、川辺に生息する小動物に配慮した河川の保全に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

治山、治水対策の推進

（１）町土の保全と安全な場づくり

- ①地すべり、急傾斜地崩壊対策の推進
- ②自然に配慮した治山事業の推進



※ 治山＝災害を防ぐために植林などをして山を整備すること。

※ 保安林＝森林のもつ公益的機能をもっともよく発揮させるために、とくに必要な森林を森林法に基づき指定し、その森林の適切な保全と森林施業を確保する森林。